

様式第1号 別紙1 (第4条関係)

阿南市わくわく移住支援事業補助金の交付申請に関する誓約事項

- 1 阿南市わくわく移住支援事業補助金に関する報告及び立入調査について、徳島県及び阿南市から求められた場合には、それに応じます。
- 2 以下の場合には、阿南市わくわく移住支援事業補助金交付要綱に基づき、補助金の全額又は半額を返還します。
 - (1) 補助金の申請に当たって、虚偽の内容を申請したことが判明した場合：全額
 - (2) 補助金の申請日から3年未満に阿南市以外の市区町村に転出した場合：全額
 - (3) 徳島県が実施する創業支援事業に係る創業支援補助金の交付決定を取り消された場合：全額
 - (4) 補助金の申請日から3年以上5年以内に阿南市以外の市区町村に転出した場合：半額
 - (5) 補助金の申請日から1年以内に補助金の要件を満たす職を辞した場合：全額
- 3 補助金の支給を受けた後に実施される阿南市からの確認により、現況の報告を求められた場合には、それに応じます。

※ 報告の求めに応じないことをもって、当該支援金の支給対象から除くことはいたしません。担当課より詳細な資料の提供やヒアリング等を依頼させていただきます。